

文教大学大学院聴講生規程

(趣旨)

第1条 文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第47条に規定する聴講生の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始めとし、その聴講期間は入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、在留資格「留学」で我が国に在留する予定の者を除き、許可を得て1年以内の期間に限り延長することができる。

(出願資格)

第3条 修士課程の聴講生として出願することができる者は、学則第19条第1項に規定する各号のいずれかに該当する者とする。

2 博士後期課程の聴講生として出願することができる者は、学則第19条第2項に規定する各号のいずれかに該当する者とする。

第4条 入学後に在留資格「留学」を有してわが国に在留する予定の者が、聴講生に出願する場合は、前条第1項又は第2項に規定するもののほか、次の要件を全て満たすこととする。ただし、本学大学院を修了した者及び出願時に修了見込がある者を除く。

(1) 日本語能力試験N1レベル相当以上であること。

(2) 当該学期末までの在留資格を有していること。

(3) 入学する前年度に、他大学院等で科目等履修生又は研究生その他の非正規学生として在籍していないこと。

(聴講の範囲)

第5条 聴講を願い出ることができる授業科目は、出願する課程に開講されている科目のみとする。ただし、通常の授業に支障がないと認めた科目に限る。

(出願書類)

第6条 聴講生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に別に定める検定料を添えて指定の期日までに願い出なければならない。ただし、第5号及び第6号の書類は、第4条の出願者のみが提出するものとする。

(1) 聴講願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（本学所定のもの）

(3) 健康診断書（本学所定のもの）

(4) 最終学校の修了証明書

(5) 在留カードの写し（両面）

(6) 日本語能力試験N1レベル相当以上の日本語能力を有することを証する資料

(選考)

第7条 志願者の選考は、書類審査又は面接の結果に基づき、研究科教授会において合否を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の書類を提出するとともに、定められた費用を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に対して、聴講生として入学を許可し、聴講生証を交付する。

(費用)

第9条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定められた登録料及び授業料を納付しなければならない。

2 実験、実習、教材等に要する費用は、別に徴収する。

3 既納の検定料、登録料、聴講料等は、理由のいかんを問わず返付しない。

(聴講単位数)

第10条 聴講生が1年間に聴講できる科目の総単位数は、10単位相当分以内とする。

(聴講許可の取消し)

第11条 聴講生が本人の都合により学期の途中で聴講を取り止める場合は、その旨を速やかに届け出て、聴講生証を返却しなければならない。

2 聴講生が大学の秩序を乱したり、授業の妨げとなる行為があると認められたときは、直ちに聴講の許可を取り消す。

(証明書の交付)

第12条 聴講を終了した者から科目の聴講について証明の請求があったときは、聴講証明書を交付することができる。

(委託聴講生)

第13条 官庁、学校その他の機関から聴講生の委託を受けたときは、本規程を準用する。

(諸規程の準用)

第14条 この規程に定めのない事項については、学則その他の規程を準用する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。